

# 大観校区連合町内会会則

## 第 1 章 総 則

### 【名称及び事務所】

第1条 本会は大観校区連合町内会と称し(以下本会という)事務所を当津会館内に置く

### 【目 的】

第2条 本会は校区町内会・自治会相互の親睦と地域社会の発展を図ることを目的とする。

### 【事 業】

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各町内会・自治会相互の連携と親睦
2. 明るく住み良い街づくり
3. コミュニティーの推進
4. その他必要な事項

## 第 2 章 組織及び運営

### 【会 員】

第4条 1. 本会の会員は各町内会・自治会の会長をもつて会員とする。  
2. 本会に会長推薦により特別会員(相談役・理事)を委嘱することができる

### 【役 員】

第5条 本会に次の役員を置く。

- |       |     |        |     |       |     |
|-------|-----|--------|-----|-------|-----|
| 1. 会長 | 1名  | 2. 副会長 | 3名  | 3. 総務 | 2名  |
| 4. 会計 | 2名  | 5. 監査  | 2名  | 6. 幹事 | 若干名 |
| 7. 理事 | 若干名 | 8. 相談役 | 若干名 |       |     |

### 【役員の選出】

1. 本会の幹事は、当津グループ2名 親和グループ2名 中央会館グループ2名 計6名で構成する。
2. 本会の会長、副会長は役員会において選出する。  
但し、総務、会計、監査は、会長が委嘱する。
3. 監査は、会計選出以外のグループから会長が委嘱する。

第7条 本会に顧問を置くことが出来る。

顧問は役員会に於いて推薦し総会出席者の承認を得て、会長が委嘱する。

### 【役員の任期】

第8条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。  
任期は4月1日から翌年の3月31日迄とする。

### 【役員の任務】

第9条 役員は次ぎの任務を遂行する。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 総務は、会長の指示を受け本会の運営に掛かる(企画・立案)等の素案を作成し会長に提出する。
4. 役員は、会長から提案された本会運営・企画等について内容の審議を行い行事遂行に当たる。
5. 会計は、本会の会計事務を処理する。
6. 監査は、本会の会計事務を監査し、総会にその内容を報告する。

### 【会議】

第10条 本会の会議は、役員会と会長会及び総会とし会長がこれを招集する。会議の議決は出席者の過半数をもって決定する。

### 【経費】

第11条 本会の運営に必要な経費は、校区内町内会・自治会よりの分担金と寄付金及びその他の収入をもって当てる。  
但し分担金は役員会において決定する。

### 【会計年度】

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 【補則】

第13条 本会には会則に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、役員会において決定し、会長会の承認を得ることとする。

第14条 本会会員である現職の町内会長・自治会長が死亡された場合弔慰金5千円を支出する。その弔事については役員会に於て協議する。  
但し、緊急の場合及び本会運営上、会長が必要と認めた事案については会長専決とし、役員会に事後承認を得ることとする。

### 【附則】

1. 本会則は昭和54年7月8日より施行する
2. 本会則を昭和58年6月11日一部改正し同日より施行する
3. 本会則を昭和58年7月14日一部改正し同日より施行する
4. 本会則を平成17年5月28日一部改正し同日より施行する
5. 本会則を平成22年5月30日一部改正し同日より施行する
6. 本会則を平成27年6月7日一部改正し同日より施行する
7. 本会則を平成28年5月29日一部改定し同日より施行する